メールウイルスチェックプラス 利用規程

2024 年 2 月 1 日 一部改定

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)は、「メールウイルスチェックプラス」(以下、本サービスといいます)について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者(以下、契約者といいます)に対し、以下のように利用規程(以下、本規程といいます)を定めます。

(本規程の範囲および変更)
第 1 条 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約(以下、WAKWAK 利用規約といいます)に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。契約者は、本規程定について、WAKWAK 利用規約とともに遵守するものとします。
2. 当社は、当社が必要と判断する場合は、契約者の承諾を得ることなく、本規程を変更でき、契約者は当社からの通知をもって、これを承諾するものとします。

(本サービスの内容)
第 2 条 当社は、本規程に基づくサービスにおける電子メールの送信または受信された電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス(以下、ウイルスといいます)について、ウイルスを検知します。受信時にウイルス感染していると判断された電子メールの受信者への中継を拒否します。また、送信時に電子メールがウイルス感染していると判断された場合は、SMTP のセッションにおいてウイルス感染のため電子メールを送信しない旨をエラーコードとメッセージを返答する事により通知します。
2. ウイルス検知は本サービスの登録が完了した時点からとなりますが、本サービスの登録完了以前に WAKWAK の電子メールサーバに蓄積された電子メールについてのウイルス検知は行いません。
3. すべてのウイルスを検知することを保証するものではなく、新種のウイルス等に対して対応できない場合があります。
(注)電子メールの送信時については本サービスのお申込の有無にかかわらず、ウイルス検知を行います。

(利用契約の申込)
第 3 条 本サービスの利用を希望する者は、あらかじめ本規程を承認のうえ、当社が指定する所定の手続に従って申込手続きを行っていただきます。

(利用契約の成立)
第 4 条 申込者は、本規程に拘束されることを承諾していただきます。本規程を承諾いただき、オンラインサインアップにより申し込みをする場合は、オンラインサインアップ用の様式に従い必要事項をご記入の上、送信ボタンをクリックしてください。また、書面により申し込みをする場合は、当社所定の様式に必要事項をご記入の上、当社までご提出いただきます。利用契約は、WAKWAK 利用規約第 6 条(利用契約の申込)に規定する利用契約の申込を承認し登録が完了した日(以下、登録日といいます)に成立するものとします。

(利用条件)
第 5 条 契約者は、契約者が前条の申込時に申請した電子メールアドレスにより受信される電子メールのウイルスチェックを行う目的にのみ、本サービスを利用することができるものとします。

(補償および責任の制限)
第 6 条 当社は、本サービスの正確性、完全性、有用性、特定目的適合性等を含む一切を保証するものではなく、本規程で特に定めのない限り、本サービスの利用不能、物理的な紛失、事故および誤用等に起因する契約者の損害(対応可能なウイルスにより生じた損害を含む)につき一切の補償を行なわないものとします。
2. 本サービスの利用に起因して契約者またはその他の第三者に生じた間接的、偶発的、付随的、結果的損害、逸失利益、特別損害に関して当社はいかなる責任も負わないものとし、一切損害賠償をする義務はないものとします。
3. 本サービスの提供に関連して当社が契約者又は第三者に対して負う責任は、WAKWAK 利用規約 30 条 1 項を準用し算出した金額の金銭賠償に限られます。

(禁止事項)
第 7 条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはならないものとします。
(1)WAKWAK 利用規約第 19 条(禁止事項)に該当する行為 。
(2)当社のサーバに不正にアクセスする行為 。

(権利の帰属)
第 8 条 いかなる方法、形態および利用においても、本サービスに関する著作権許権、商標権、ノウハウおよびその他すべての知的所有権は契約者に移転するものではなく、当社に帰属します。

(解約)
第 9 条 契約者は、WAKWAK 利用規約に基づき、利用契約を解約することができるものとします。

本規程は 2002 年 8 月 8 日より実施するものとします。